

「工場立地法に係る緑地面積率等の緩和に関する方針」について、
市民の皆様のご意見を募集します。

名古屋市では、産業を振興する立場から、市内の工場の流出を防止したり、再投資をしやすくする環境を整備したりすることが大切だと考えています。

また、名古屋市を含む当地域が「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定されたことを契機に、この地域に航空宇宙産業といった次世代産業の集積を積極的に図っていきたいと考えています。

そこで、企業が設備投資しやすい環境の整備のひとつの方法として、「工場立地法」により規制されている、工場の新設や増設の際に整備が必要な緑地の面積率等を、市の条例により緩和することを検討しています。

緩和の基準を決めるにあたっては、緑を大切にする名古屋市の姿勢にも配慮していきます。

基本的な考え方として「工場立地法に係る緑地面積率の緩和に関する方針」をまとめましたので、皆様のご意見を募集いたします。

この資料における主な用語の定義

○緑地

樹木が生育する区画された土地等（樹木地、低木地、芝生地、花壇等）

○環境施設

緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの（緑地、噴水、屋内外運動施設、広場等）

○緑地面積率

敷地面積に対する緑地の面積の割合

○環境施設面積率

敷地面積に対する環境施設の面積の割合

○重複緑地

他用途施設と重複した緑地
（屋上緑化、駐車場緑化、壁面緑化等）

○重複緑地算入率

緑地面積に算入できる重複緑地の割合

○地域準則条例

工場立地法に基づき自治体が制定する条例

○特区条例

総合特別区域法に基づき自治体が制定する条例



工場立地法の概要

●法の趣旨

工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的に、一定規模以上の工場が設置すべき緑地等について規定しています。

●規制の対象

敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の製造業等にかかる工場又は事業場（以下「特定工場」と言います。）の新設、増設又は変更です。

●主な規制内容

緑地面積率等は以下のとおり定められています。ただし、法施行日（昭和49年6月28日）にすでに設置されている工場等については、緩和措置があります。

緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
20%以上	25%以上	25%以下

規制を緩和する背景

●工場立地法に関するもの

- ・近年深刻化する国内工場の流出を防止するため、自治体において設定可能な緑地面積率等の範囲が、国によって緩和されました。
- ・地域分権の流れにより、これまで都道府県と政令指定都市に限られていた地域準則条例の制定の権限が、全ての市にも移譲されました。

【本市の現状】

- ・市内特定工場数は、近年減少している一方、全ての市で地域準則条例を制定することが可能となり、市外への移転等さらなる減少が懸念されます。
- ・市内特定工場を対象に行ったアンケート調査では、半数以上が「緑地面積率は新增設時の障害になる」、4割以上が「面積率等の規制緩和が必要」と回答しています。

●総合特別区域法に関するもの

- ・平成24年4月1日の法施行により、総合特別区域に指定された自治体が、区域内で適用する基準を独自に設定できることとなりました。

【本市の現状】

- ・本市を含む当地域が総合特別区域に指定され、特区条例による基準の設定が可能となりました。
- ・航空宇宙関連業界からは、設備投資しやすい環境づくりの一環として、特区条例の制定及び施行が期待されています。

条例による規制緩和の方針及び内容

●本市における規制緩和の方針

- ・工場の流出を防止し市内での再投資を促進するため、緑地面積率等について実効性ある規制緩和を、地域準則条例により行います。
- ・航空宇宙関連産業の集積を図り国際競争力を強化するため、企業が設備投資しやすい環境整備のひとつとして、緑地面積率等の緩和を特区条例により行います。
- ・緑の確保と創出を規定した緑化地域制度との整合を図ります。

●地域準則条例の内容

緩和された国の基準を前提に、本市の緑化推進の観点と特定工場への調査結果を考慮して、緑地面積率等を以下のように設定します。

適用区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
準工業地域	10%以上	15%以上	50%以下
工業・工業 専用地域	10%以上	10%以上	50%以下

ただし、「緑化地域制度」との整合を図るため、企業が取り組みやすい大型プラント設置等の緑化を別途行っていただきます。

※適用区域は上記2区域とし、住居地域、住居専用地域及び商業地域等は対象外とします。

●特区条例の内容

特区エリアに重点的に航空宇宙関連産業を集積させるため、緑地面積率等を以下のように設定します。

適用区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
特区エリア	5%以上	5%以上	100%以下

ただし、「緑化地域制度」との整合を図るため、企業が取り組みやすい大型プラント設置等の緑化を別途行っていただきます。

※ここでいう特区エリアとは、本市の区域のうち、名鉄常滑線、山崎川、名古屋港、大江川で囲まれた区域を言います。

(参考) 緑化地域制度

一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度です。

増築については、増築後の床面積の合計が、制度施行日（平成 20 年 10 月 31 日）における床面積の合計の 1.2 倍を超えるものが対象です。

●対象となる敷地面積

建築物の敷地面積が 300 m²以上のもの。ただし、建ぺい率の最高限度が 60%を超える区域については 500 m²以上が対象です。

●必要な緑化面積（緑化率の最低限度）

建ぺい率の最高限度が

50%以下の区域

→敷地面積の 20%以上

50%を超え 60%以下の区域

→敷地面積の 15%以上

60%を超え 80%以下の区域

→敷地面積の 10%以上

(参考) 「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」

愛知県、岐阜県並びに半田市、春日井市、常滑市、小牧市、弥富市、豊山町、飛島村、各務原市、名古屋港管理組合及び名古屋市の共同申請により、総合特別区域法に基づく国際戦略総合特別区域として指定を受けました。

今後、当地域の航空宇宙関連産業の国際競争力強化を目指します。

●目標

アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターを形成する

●区域

各申請主体において航空宇宙関連産業が集積する 7 地区、中部臨空都市「臨空生産ゾーン」地区、県営名古屋空港周辺地区及び名古屋大学地区

【本市内における区域】

名鉄常滑線、山崎川、名古屋港、大江川で囲まれた区域及び国立大学法人名古屋大学東山キャンパス

●国際戦略総合特区におけるその他の主な支援措置

- ・国際戦略総合特区設備投資促進税制

最大 50% の特別償却または最大 15% の税額控除

- ・国際戦略総合特区支援利子補給金

0.7% 以内の利子補給（5 年間）

- ・既存工場の増築に係る建築規制の緩和

- ・関税免税手続きの一部簡素化